

記入例

(別紙1－1, 1－3)
令和7年度改定版

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問看護・介護予防訪問看護)

異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
適用開始年月日	令和 <u>0</u> 年 <u>△</u> 月 <u>□</u> 日

指定更新の場合、「異動区分」は入力不要です。

事業所番号	3 5 ● ● ● ● ● ● ● ●
事業所名	訪問看護ステーションやまぐち

記入上の注意

※ 異動区分 1：新規の場合(新規指定の場合)、実施する提供サービス欄の該当する番号の横の口を■にして、すべての項目について該当する番号の横の口を■にしてください。

異動区分 2：変更の場合、変更する体制等の項目についてのみ該当する番号の横の口を■にして、その項目のある提供サービスのチェック欄の該当する番号の横の口を■にしてください。

※ 指定更新申請の際に従前の体制等から変更がない場合は異動区分欄の■は不要ですが、提供サービス欄の該当する番号の横の口を■にして、すべての項目について該当する番号の横の口を■にしてください。

※ 新たに加算を算定する際は、下記の添付書類を添付してください。

すべての項目について、該当する番号の横の口をプルダウンで■にしてください。

提供サービス		施設等の区分		人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等				LIFEへの登録	割 引	
各サービス共通					地域区分	☐ 9 周南市(7級地)	■ 5 周南市以外(その他)				
■ 13	訪問看護	■ 1 訪問看護ステーション ☐ 2 病院又は診療所 ☐ 3 定期巡回・随時対応サービス連携			高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	■ 2 基準型		■ 1 なし ☐ 2 あり		
					業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	■ 2 基準型				
					特別地域加算	■ 1 なし	☐ 2 あり				
					中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	■ 1 非該当	☐ 2 該当				
					中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	■ 1 非該当	☐ 2 該当				
					緊急時訪問看護加算	☐ 1 なし	■ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ				
					特別管理体制	☐ 1 対応不可	■ 2 対応可				
					専門管理加算	■ 1 なし	☐ 2 あり				
					ターミナルケア体制	☐ 1 なし	■ 2 あり				
					遠隔死亡診断補助加算	■ 1 なし	☐ 2 あり				
					看護体制強化加算	☐ 1 なし	■ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ				
					口腔連携強化加算	☐ 1 なし	■ 2 あり				
					サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし	■ 4 加算Ⅰ(イ及びロの場合) ☐ 2 加算Ⅱ(イ及びロの場合) ■ 5 加算Ⅰ(ハの場合) ☐ 3 加算Ⅱ(ハの場合)				
					高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	■ 2 基準型		■ 1 なし ☐ 2 あり		
		■ 63			業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	■ 2 基準型				
					特別地域加算	■ 1 なし	☐ 2 あり				
					中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	■ 1 非該当	☐ 2 該当				
					中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	■ 1 非該当	☐ 2 該当				
					緊急時介護予防訪問看護加算	☐ 1 なし	■ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ				
					特別管理体制	☐ 1 対応不可	■ 2 対応可				
					専門管理加算	■ 1 なし	☐ 2 あり				
					看護体制強化加算	☐ 1 なし	■ 2 あり				
					口腔連携強化加算	☐ 1 なし	■ 2 あり				
					サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし	■ 3 加算Ⅰ ☐ 4 加算Ⅱ				

必要な「添付書類」を添付してください。

備考 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE(科学的介護情報システム(Long-term care information system For Evidence))への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の口を■にしてください。

新たに加算を算定する場合及び指定更新の際に、下記の添付書類を添付してください。(既に提出済のものについては省略可)

添付書類

- ・高齢者虐待防止措置実施の有無・・・なし
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携しサービスを行う場合・・・「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る届出書」(別紙25)
 - ・集合住宅に居住する利用者の減算・・・なし
 - ・特別地域加算・・・なし
 - ・中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)・・・なし
 - ・中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)・・・なし
 - ・緊急時訪問看護加算
 - ・特別管理体制
 - ・ターミナルケア体制
 - ・専門管理加算・・・「専門管理加算に係る届出書」(別紙54)、専門の研修が修了したことが確認できる文書
 - ・遠隔死亡診断補助加算・・・「遠隔死亡診断補助加算に係る届出書」(別紙55)、研修の研修が修了したことが確認できる文書
 - ・看護体制強化加算・・・「看護体制強化加算に係る届出書」(別紙92)
 - ・口腔連携強化加算・・・「口腔機能強化加算に関する届出書」(別紙60)
 - ・サービス提供体制強化加算・・・「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙182)、「サービス提供体制強化加算に関する確認書」(別紙1951又は別紙1952)、研修計画書(任意様式)、健康診断実施状況(任意様式)
- イの場合)訪問看護ステーションの場合 ロの場合)病院又は診療所の場合 ハの場合)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合